

大田市告示第 1 0 5 号

大田市特別保育事業補助金交付要綱（平成 1 7 年大田市告示第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 1 7 日

大田市長 楫 野 弘 和

別表第 1 中「

延長保 育事業	国補助 分	「延長保育事業の実施について」（平成 2 7 年 7 月 1 7 日雇 児発 0 7 1 7 第 1 0 号）の別紙 （以下「延長保育事業実施要 綱」という。）に定める延長保 育事業の内容	「子ども・子育て支援交 付金交付要綱」（平成 2 7 年 9 月 1 1 日府子本第 2 7 7 号）の別紙に定め る延長保育事業の交付金 の額
	市単独 補助分	別表第 2 に定める事業内容	別表第 2 に定める交付金 の額

」を「

延長保 育事業	国補助 分	「延長保育事業の実施について」（平成 2 7 年 7 月 1 7 日雇 児発 0 7 1 7 第 1 0 号）の別紙 （以下「延長保育事業実施要 綱」という。）に定める延長保 育事業の内容	「子ども・子育て支援交 付金交付要綱」（平成 2 7 年 9 月 1 1 日府子本第 2 7 7 号）の別紙に定め る延長保育事業の交付金 の額
------------	----------	--	---

」に改める。

別表第 2 を削る。

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 1 7 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。